

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 略 2 略 (1)～(7) 略 (8) <u>勤務時間等条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> (9) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> (10)・(11) 略	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (1)～(7) 略 (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて <u>1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日</u> を超える場合には、 <u>その勤務しなかった期間</u> (9)・(10) 略
(勤勉手当の成績率) 第14条 略 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112以上100分の180以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5以上100分の112未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未満</u>	(勤勉手当の成績率) 第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99以上100分の160以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88以上100分の99未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77未満</u>

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の42.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の42.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5未満

2 略

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満

2 略

附 則

- 1 この規則は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。